

第 3 5 回秋田市都市計画審議会議事録

開 催 の 日 時 平成 2 4 年 7 月 3 1 日（火） 午後 2 時～ 3 時 1 5 分

開 催 の 場 所 秋田市役所 正庁

委 員 の 定 数 2 0 人

出 席 委 員 1 8 人

議 事 議案第 1 号 秋田都市計画 一団地の官公庁施設 八橋団地の変更について（秋田県決定）

審 議 日 程 1 開 会
 2 委員紹介、委員出席状況報告
 3 副市長あいさつ
 4 会長選任
 5 会長あいさつ
 6 公開・非公開の審議
 7 職務代理者、議事録署名委員の選出
 8 議 事
 9 その他
 10 閉 会

議事要旨

会長	これより審議に入る。 議案第 1 号 秋田都市計画一団地の官公庁施設 八橋団地の変更について、幹事から説明をお願いします。
幹事	(議案第 1 号の内容を説明)
会長	幹事から説明のあった議案第 1 号について、何かご質問、ご意見等あるか。
委員	新庁舎の低層階に公民館機能等を配置すると説明にあったが、現在の庁舎には無い機能を持たせるという事か。
関係課所室 (新庁舎建設室)	来庁する方の利便性を考え、現在分散している市役所機能を新庁舎に統合し、窓口の集約を行うほか、市民サービスセンターや中央公民館に入っている公民館機能、子育て支援施設なども新たに低層階に設置するものである。
委員	川尻総社線沿いの壁面後退制限を 50m から 20m へと変更しているが、その数字に明確な根拠となるものがあるか。
幹事	壁面後退距離については、全国的な指定標準のようなものは無く、各都市で決める事ができる。 他都市の状況を見ると 20m、15m といった制限を設けている事例が多い。
委員	壁面後退距離が 1 号地の南側と西側のみ 15m となっているのはなぜか。
幹事	明確な基準自体は無いが、都市計画道路等の幹線道路に面した箇所は 20m、生活道路いわゆる区画道路については 15m と設定している。
委員	県庁第 2 庁舎がこの一団地の官公庁施設に入っていないのはなぜか。
幹事	県庁第 2 庁舎については、本来であれば一団地の官公庁施設の区域の中に建設されるのが望ましいが、県の施設を集める 2 号地内に建設すると、公共空地が減少する等の問題があるため、一団地の官公庁施設に隣接する現在の場所に建築されたものと推測している。 この区域を一団地の官公庁施設の区域に編入させるかについては、人口減少に伴い公務員数が減少しているなか、2 号地内の県庁舎等

の建築物の建替え時において、その必要性を検討することが望ましいと考えている。

委員

新庁舎完成後、30～40年のロングスパンを考えて国や県、市は協議をしているのか。人口減少が進む将来を見据えた新庁舎の設計なのか。

都市景観や防災についても同様で、市の拠点となる庁舎としてそのことを配慮しているのか。

関係課所室
(新庁舎建設室)

将来的な人口減少と、それに伴う職員数の減少を予測し、おおむね20年後を目安とした設計を行っている。都市景観に関しても道路から壁面を20m以上セットバックすることで、空間の確保、緑化を行い、山王官公庁緑地と併せた公共緑地として都市景観に配慮している。防災に関しては、新庁舎は免震構造とし、機械室等は上層階に設置するなど、市の防災拠点として災害時にも使用できるように設計をしている。

委員

新庁舎建設後の3号地の建ぺい率はいくらになるのか。また、昭和33年に当初決定し、昭和38年に変更しているとあるが、その変更はどのような内容であったのか。

また、旧NHK跡地の北側は以前どこが所有し、どのように利用されていたのか。

幹事

建ぺい率については、今の消防庁舎と新庁舎を合わせて約27.2%となる予定である。このほかに障がい者用の駐車場の屋根や、屋根付き歩行者通路など簡易的な建築物が足されることとなる。

昭和38年の変更は、旧NHK部分を計画区域から除外している。今回の変更で昭和33年当初の形状にほぼ戻る形となる。

旧NHK跡地の北側部分については、市の用地として現在は立体駐車場となっており、それ以前は車庫と職員駐車場として使用されていた。

委員

県庁第2庁舎を一団地の官公庁施設に含める事はできないのか。

幹事

今回の市庁舎部分については、道路などで区切られているわけではなく、敷地が連続していることから、県庁第2庁舎とは条件が異なる。

県庁第2庁舎の取りあつかいについては、計画決定権者が県であり、この場で正確な返答は難しい。

会長

県庁第2庁舎の区域については、変更するとすれば発意者は誰になるのか。

幹事	都市計画決定権者および施設・敷地の所有者が秋田県であることを考慮すると、発意者は県になると認識している。
委員	今回の都市計画の変更は、新庁舎の建設が決まったから変更を行う事になったのか。 建ぺい率が 30%から 40%に緩和されているが、建ぺい率に関して明確な基準はあるのか。また、防災上問題は生じないか。
幹事	都市計画の変更に関して、今回の主な理由は新庁舎の建設である。決められた区域の外側に一部庁舎が建設されることから、都市計画上の整合性などを考慮して、都市計画決定の変更を行うものである。 また、建ぺい率については、公共空地を確保することを主な目的として、低く設定しているが、国の基準において、一団地の官公庁施設の建ぺい率は 40%以下であれば問題は無いとされている。また、秋田市以外で一団地の官公庁施設を設けている都市のほとんどが、建ぺい率は 40%以下であり、秋田市の 30%以下が一番厳しい数字となっている。 このように国の基準や他都市の状況からすると、建ぺい率を 30%以下から 40%以下に変更することは防災上や公共空地の確保の観点からも問題は無いと考えている。
会長	ほかに意見や質問はないか？
会長	ないようなので議決をとりたいと思う。 議案第 1 号について、原案に対して異存なしとしてよろしいか？
委員	異議なし
会長	それでは、議案第 1 号 秋田都市計画一団地の官公庁施設 八橋団地の変更について、原案に対し異議がないことを答申する。

これは、平成 24 年 7 月 31 日に開催された、第 35 回秋田市都市計画審議会の議事録である。